

令和4年度夏の交通事故防止県民運動実施要領

1 実施期間

令和4年7月15日(金)から7月24日(日)までの10日間

2 運動の趣旨

夏季は、暑さや長距離運転による過労に起因する交通事故の発生や夏休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

3 運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

4 スローガン

「締めました！」 乗る人みんなの 合言葉

5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの行事や旅行など長距離運転が見込まれる際は、無理のない計画を立て、適度な休憩を取るなどゆとりのある運転に努める。 ○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。 ○ 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。 ○ 自転車に幼児・児童を乗車させるときは、必ずヘルメットを着用させる。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果について家庭で話し合い、後部座席においても正しく着用する。 ○ 飲酒運転の危険性や違法性を家庭で話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転に関する人を出さない。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体調管理や運転計画の策定など安全運転管理を徹底し、過労運転やスピードの出し過ぎを防止する。 ○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、子どもや保護者に対する夏休み期間中の交通事故防止について注意喚起を実施する。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。 ○ 飲酒運転の危険性や違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動^{*1}の周知や運転者の点呼時にアルコール検知器を活用するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」を徹底する。
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過労運転や解放感からの無謀運転の防止について意識啓発に努める。 ○ 各種行事等を活用し、子どもや保護者に対する夏休み期間中の交通事故防止について注意喚起を実施する。 ○ スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。

<p>運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間にゆとりを持って早めに出発するとともに、長距離を運転するときは無理のない運転計画を立て、眠気や疲労を感じる前に休憩を取るなどして、過労運転を防止する。 ○ 高齢運転者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。 ○ 夏休みは子どもたちの外出の機会が増えることから、飛び出しなどの危険を予測し、スピードを控えた防衛運転を徹底する。 ○ 横断歩道では歩行者が優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示すハンド・コミュニケーション※²を実践する。 ○ シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。 ○ 二輪車乗車時は、ヘルメットや万が一の事故時に身体を守るプロテクター・エアバックジャケットを着用するとともに、スピードを控え安全運転を心掛ける。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。
<p>自転車利用者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則、整備不良車運転の禁止等の交通ルールを遵守し、自転車安全利用五則や正しい交通マナーを実践する。 ○ 乗用中の携帯電話等の操作（いわゆる「ながら運転」）はしない。また、ヘッドホン等の使用による周囲の音や声が聞こえない状態での運転もしない。 ○ 乗用中の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果について理解するとともに、ヘルメットの着用に努める。 ○ 事故に遭った場合に備えて、自身と相手を守るため、加入済みの保険内容の確認と点検・整備に付帯したTSマーク※³等の自転車損害賠償責任保険について加入・更新に努める。
<p>歩行者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の徹底と左右の安全確認、手を上げるなどのハンド・コミュニケーションを実践し、無理な横断はしない。また、携帯電話を使用しながらの歩行、いわゆる「歩きスマホ」はしない。 ○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。 ○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。

※1 ハンドルキーパー運動…自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動。

※2 ハンド・コミュニケーション…横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。

※3 TSマーク…自転車安全整備店で点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク（有効期間1年）で、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。

<p>《飲酒運転4(し)ない運動》</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 運転するなら酒を飲まない。 2 運転する人に酒を提供しない。 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

<p>《自転車安全利用五則》</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯 ○ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認 5 子どもはヘルメットを着用